

責任共有保証料率表

(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額(注2)・担保の有無	料率区分(注1)(注3)(注7)(注8)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証 (注4)	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1,000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1,000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1,000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1,000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債 保証(私募債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
特例関係保険関連 (注5)	500万円以下	0.34									
	500万円超1,000万円以下	0.60									
	1,000万円超	0.68									
特定保険関連 (注6)	500万円以下	0.77									
	500万円超1,000万円以下	0.94									
	1,000万円超	有担保	1.05								
		無担保	1.15								
流動資産担保融資保証(ABL)		0.68									
事業再生円滑化 関連保証 (ブレDIP)	有担保	1.66									
	無担保	1.76									
事業再生計画実施関連保証		0.80									
下請振興関連保証		0.56									

(注1) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。 (平成27年10月1日現在)

なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注2) 統廃合された制度の融資残高を含む。

但し、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

(注3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書)を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。

なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料率を適用する。

(注4) 特定信用状関連保証、短期資金特別保証、経営承継関連保証、予約保証、中小企業承継事業再生関連保証及び経営力強化保証を含む。

(注5) 次の保険を利用した保証。

1. 新事業開拓保険(低保険料率適用分)
2. 経営安定関連(1号～6号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、中小企業経営資源活用関連、異分野連携新事業分野開拓関連、流通業務総合効率化関連、特定研究開発等関連、地域産業集積関連、地域産業資源活用事業関連、農商工等連携事業関連、商店街活性化事業関連及び特定下請連携事業関連の各特例保険。
3. 特別小口保険(責任共有対象の保証に係るもの)

(注6) 次の保険を利用した保証。

1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険(低保険料率適用分を除く)
2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援関連及び地域産業資源活用支援関連の各特例保険。

(注7) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。

また、経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。

(注8) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- ① 保証料率弾力化対象となる保証(特定社債保証を除く)を利用する場合、「中小企業の会計に関する基本要領」の全ての項目について、財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士(以下「税理士等」という)が適用状況を確認した書類
(なお、当該書類は、個人情報の取扱い等に同意した税理士等の記名、押印、及び税理士等の確認を受けた旨の中小企業代表者の署名のあるものとし、かつ事実と異なる記載がない等、一定の要件を満たしていることを要する)
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
- ③ 公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。

※一括支払契約保証は対象となりません。